

RIDINGSPORT CUP
MOTEGI
Short Course
Championship



- Round 1 ▶ 3. 9 sun.(申込期間 2. 2 sun.~ 2.16sun./遅延申込期間 2.17mon.~ 2.23sun.)
Round 2 ▶ 4.13sun.(申込期間 3. 9 sun.~ 3.23sun./遅延申込期間 3.24mon.~ 3.30sun.)
Round 3 ▶ 5.25sun.(申込期間 4.20sun. ~5. 4 sun./遅延申込期間 5. 5 mon.~ 5.11sun.)
Round 4 ▶ 9. 7 sun.(申込期間 8. 3 sun. ~8.17sun./遅延申込期間 8.18mon.~ 8.24sun.)
Round 5 ▶ 10.26sun.(申込期間 9.21sun.~ 10.5sun./遅延申込期間 10.6mon.~10.12sun.)

特別規則書 SUPPLEMENTARY REGULATIONS

〈2025年の主な規則変更点〉

- ・「サーキット走行に関する規則」について追記しました。
詳細は次の項目をご確認ください。
 2. 定義
 3. サーキット走行における遵守事項
 - 2) 走行中の遵守事項 (2)、(3)、(4)、(6)、(8)、(10)
 - 3) コースアウト・転倒 (2) ③、(5) ⑤、(6) ③
- ・開催クラス表記を追記しました。
詳細は第 5 条 1)をご確認ください。
- ・参加受理、参加拒否、返金についての記載を修正しました。
詳細は第 7 条 5) ①、②、③をご確認ください。
- ・参加取消の際の返金規定を記載しました。
詳細は第 7 条 6) ①、②、③をご確認ください。
- ・クラスのシーズン途中でのステップアップについて追記しました。
詳細は第 7 条 7) ②をご確認ください。
- ・エアバッグ式プロテクションの装着義務について追記しました。
詳細は第 11 条 3) ⑧をご確認ください。
- ・公式練習の混走について追記しました。
詳細は第 13 条 4)をご確認ください。
- ・HRC GROM Cup 公式予選の規定タイムとクラス編入について追記しました。
詳細は第 14 条 2) ⑤、⑥をご確認ください。
- ・HRC GROM Cup 決勝の規定タイムについて追記しました。
詳細は第 15 条 3) ⑤をご確認ください。
- ・TAN 耐クラスの決勝のピットストップペナルティについて追記・訂正しました。
詳細は第 15 条 6) ②をご確認ください。
- ・スプリントレースの再レース時の周回数について追記しました。
詳細は第 17 条 1) ②をご確認ください。
- ・耐久レースの再レース時の走行時間について追記しました。
詳細は第 17 条 2) ②をご確認ください。
- ・賞典について追記しました。
詳細は第 21 条 1)をご確認ください。
- ・シリーズ賞対象クラスについて追記しました。
詳細は第 22 条 1)、第 23 条 3)をご確認ください。
- ・自動計測装置（トランスポンダー）に関する記述を訂正しました。
詳細は第 36 条 1)、2)をご確認ください。
- ・車両規定基本仕様について追記・訂正しました。
詳細は第 37 条 15)をご確認ください。
- ・カメラ搭載について変更・追記しました。
詳細は第 24 条 11)、をご確認ください。
- ・自動計測装置の取り付け箇所を変更しました。
詳細は第 36 条 3) ②をご確認ください。
- ・車両規定一覧表のクラス表記を追記しました。
詳細は第 39 条をご確認ください。

2025 もてぎショートコース選手権 特別規則書 目次

ロードレースにおける二次災害防止の遵守事項	2
サーキット走行に関する規則	3
レース映像使用ガイドライン	5

第1章 競技規則

第1条	競技会の名称	6
第2条	主催者・大会事務局	6
第3条	開催場所	6
第4条	競技会の組織	6
第5条	開催概要・参加資格・参加料金	7
第6条	開催日程・参加申込受付期間	8
第7条	参加申込	8
第8条	もてぎ・鈴鹿(MS)共済会	9
第9条	車両通行証	10
第10条	選手受付(書類検査)	10
第11条	車両検査	10
第12条	ブリーフィング	11
第13条	公式練習	11
第14条	公式予選	11
第15条	決勝	12
第16条	スタート方法	13
第17条	レースの一時中断	13
第18条	レース終了	14
第19条	レース終了後の車両保管と再検査	15
第20条	優勝者・順位・完走者	15
第21条	賞典および賞典の制限	15
第22条	ポイントランキング	15
第23条	シリーズ賞典	16
第24条	参加者の遵守事項	17
第25条	走行中の遵守事項	18
第26条	負傷時の医務室受診義務	19
第27条	主催者の権限	19
第28条	ペナルティー	19
第29条	損害に対する責任	19
第30条	抗議	20
第31条	本規則の解釈	20
第32条	公式通知の発行	20
第33条	本規則の変更	20
第34条	本規則の施行	20

第2章 車両規則

第35条	参加車両	21
第36条	自動計測装置(トランスポンダー)の装着	21
第37条	車両規定基本仕様	22
第38条	NSR50/mini、NS50R/F、NS-1シリンダー・シリンダーヘッド・ヘッドガasketの組み合わせ	23
第39条	車両規定一覧表	24,25

もてぎ・鈴鹿共済会 会員の皆さまへ	26
北ショートコースコース図	28
2026年 MCoM スカラシップ対象について	29
公式シグナル	30

ロードレースにおける二次災害防止の遵守事項 転倒、または故障停止したら

二次災害防止

転倒したら二次災害の防止。

転倒、もしくは故障で停止した場合、後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の二次災害事故の増大を防止するよう心がけてください。

まず安全確保

転倒したら、状況判断により、安全な所にできるだけ早く退避してください。

特に、オイルによる転倒は、後続車も同じ所に次々と転倒してきます。

グラベル上でストップした場合、マシンを安全な場所に移動し、動かない場合は、マシンを倒してライダーは避難してください。
コース上でマシンがストップした場合、マシンを安全な場所に移動し、ライダーは避難してください。

後続車への合図

ポストから黄旗が振られますが、できるかぎり後続車に知らせる努力をしてください。

電源と燃料コックをOFFにして火災や燃料漏れの防止をしてください。

障害物のかたづけ

オフィシャルと協力して散乱部品のかたづけを素早く行ってください。オイルやガソリンがこぼれていたら処理作業も素早く行ってください。安全上、走ってくるバイクに背中を向けられないよう心がけてください。

コース内はヘルメットを

自分が転倒した所は他のライダーも転倒しやすい場所です。いつ飛び込んで来るかわかりません。ガードレールの外に出るまではヘルメットは被ったままで行動してください。

コース内（グリーンも含む）にライダーがいる間は黄旗が振られ、追い越し禁止です。他のライダーを拘束しますので、できるだけ早くコース外に退場してください。

再スタート

マシンが再スタート可能かどうかの確認をしてください。

マシンの点検はコース内の危険な場所で行わないでください。オフィシャルの指示に従い安全な場所に移動してください。

- 1) オイル、ガソリン、冷却水、ブレーキオイル等の漏れがないか確認をしてください。
オイル漏れなどがあった場合は、無理にピット帰還はしないでください。
- 2) 走行に危険のある部分の破損、重要保安部品の破損がないか、また破損部分が鋭利になり二次災害を与えないか確認してください。
- 3) カウリング内に泥、砂利、草等が入っていないかを確認し、またタイヤに泥が付着したままレコードライン上に復帰してはいけません。後方の安全を十分に確認し余裕をもってコースに復帰してください。

転倒車両を見たら

転倒したマシンは、オイル、ガソリン等をこぼす可能性があります。

走行中に転倒車を目撃したら次の周には充分注意をして通過してください。

サーキット走行に関する規則

1. 目的

本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）が、ロードレースコース（サーキット）において練習、レースを含むサーキット走行する際の基本的な走行方法、マナーを示すための規則である。

2. 定義

- 1) サーキット走行とは、全ての者が、練習およびレース等においてその持ち得る技量および車両の能力において、でき得る限りより速く、かつ安全に走ることを目的として走行することをいう。
- 2) レコードラインの定義
レコードラインとは、サーキットを無理なくでき得る限りより速く、かつ安全に走るための理想的走行ラインをいう。
- 3) ライダーは、常に走路を走行しなければならない。走路とは、走路両端部を定めている白線部分を含めその白線から白線の間を言う（白線上も含む）。
- 4) スロー走行とは、ライダー、マシンのトラブル、サーキット初心者の走行、慣らし走行、コース慣熟走行、下見走行をいい、基本的にはピットロードがある側のコース端を走行しなければならない。

3. サーキット走行における遵守事項

サーキット走行する際は、定められた規則を熟知し、施設の指導員・係員、オフィシャル等の指示に従わなければならない。

1) 優先権

- (1) サーキット走行においては、基本的にレコードラインを走行する者に優先権がある。
- (2) スロー走行中の者は、レコードラインを走行する者を妨げてはならない。
スロー走行車は基本的にはコースのピットロードがある側のコース端を走行しなければならない。
- (3) ピットロードにおいては、ピットインしてくる車両（先にピットロードを走行している車両）に優先権がある。
- (4) ピットアウトしてコースに復帰するライダーは、ピットロードを出て最初のコーナー出口に達するまでは、コースピット側に沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。レコードラインの合流に際しては、十分な速度まで加速しなければならない。

2) 走行中の遵守事項

- (1) シグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務がある。
- (2) チェッカーを受けたライダーは、1 コーナーまでは通常走行し、徐々にスピードを落としてピットインしなければならない。
- (3) 赤旗提示の際は、ライダーは最大限の慎重さと注意をもって走行し、必ずその周にピットインしなければならない。
- (4) ライダーは、走路を故意に外れることはできない。危険回避等のやむを得ない場合を除き、走路外走行は認められない。縁石（ダブル縁石は除く）はコースの一部である。ダブルカーブ、およびコーナーとコーナーの間や外側にある緑色に塗られたアスファルト部分はコースの外側となる。走路を外れた車両のライダーは、走路に復帰することはできるが、安全に復帰することとその走行が有利に働かないようにしなければならない。
- (5) 通常予想できない地点での不必要な急減速をしてはならない。
- (6) いかなる場合も、走路および走路に面したランオフエリアを周回方向ではない規定外の方向（逆走を含む）へ走行してはならない。転倒等による危険回避やオフィシャルの指示による場合はその限りではない。
- (7) 直線部分では、前車を追い越す以外の目的で進路を著しく急激に変更することは禁止される。
- (8) 他のライダーの走行を妨害または危険を及ぼすような走行をしてはならない。

- (9) 必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離し、また外に突き出したりするような危険な姿勢をとってはならない。

(10) ライダーは、目視以外の方法で走行中に周囲の状況を確認する行為を行ってはならない。

- (11) 安全のためコース上両サイドの白線および縁石上は、やむをえない場合を除き、走行してはならない。

3) コースアウト・転倒

(1) コースアウト

- ① コースアウトから復帰する場合は、後方の安全を確認したのちコースに復帰しなければならない。転倒した場合は、マシンの確認（破損・オイル漏れ・グラベルの砂利等）も留意し、コースを汚損してはならない。
- ② トラブルなどで走行を止める場合には、マシンをコース外の安全な場所に止めてから退去しなければならない。

(2) 転倒

- ① 転倒もしくは故障で停止した場合は、二次災害の防止、つまり後続車に接触する、あるいは後続車を転倒させる等の事故の増大を防止しなければならない。
- ② 転倒したら安全な所へできるだけ早く避難すること。特にオイルによる転倒は、後続車も同じ場所で続々と転倒してくる可能性があるので注意しなければならない。
- ③ 安全な場所から、でき得る限り後続車へ知らせる努力をすること。安全なタイミングを見て電源と燃料コックをオフにして火災やガス漏れを防止する。また、可能な限り散乱部品を撤去すること。**もし自身に転倒による怪我等の影響が無い場合は、事故現場を早く復旧させることを目的とし安全に注意してオフィシャルの車両撤去を助ける。**
- ④ ガードレールの外に出るまでは、ヘルメットを着用していないと認められない。
- ⑤ 転倒したマシンは、オイル・ガソリン等をこぼす場合が多いので、転倒車両を目撃したら次の周回は充分注意して走行しなければならない。

(3) コースへの復帰

- ① 安全な場所にてマシンが走行可能かどうか確認すること。
- ② オイル・ガソリン・冷却水・ブレーキオイル等の漏れがないか確認する。漏れがあった場合は、無理にピットまで帰還しないこと。
- ③ 走行に危険がある部分の破損、重要保安部品の破損、または破損部が鋭利になっていないかを確認すること。
- ④ カウリング内に泥、砂利、草等が入っていないか確認し、またタイヤに泥が付着したままレコードライン上に復帰してはならない。
- ⑤ 後方の安全を十分に確認して余裕を持ってコースに復帰すること。

(4) マシントラブル

- ① 走行中にマシントラブルに見舞われた場合、レコードラインを走行するライダーの妨げにならないように注意してピットに戻ることができるが、後方の安全を確認し合図をしてからピット設置側を走行すること。
- ② コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピットに戻ろうとはせずに、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- ③ 車両は、自己の責任において安全装備等サーキットにて要求される仕様を満たし、完全に整備されていなければならない。

(5) ピットイン

- ① ピットインする車両のライダーは、ピットロード入り口手前より後方を確認したのち、ピット側に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確保しピットロードを徐行しなければならない。作業エリア（停車区域）を走行することは禁止される。
- ② ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近いピットロードからピットエリアに入り、自己のピットにできるだけ寄って停車しなければならない。
- ※耐久レースの場合のみ外周路からピットに戻ることができる。

- ③ ピットロードは事故防止のため、安全な速度まで落とさなければならない。
 - ④ ピットロード、サインエリアでのピットクルーは、走行車両に優先権があることを認識し、自己の責任において安全を確保するものとする。ピットクルーが規則に従わない場合も当該チーム、ライダーが責任を負うものとする。
 - ⑤ ピットレーンは、周回方向に逆行して走行（逆走）してはならない。この際オフィシャルにより指示される場合は除く。
- (6) その他
- ① 常にスポーツマンとしての態度を保ち、品格を疑われるような言動は厳に慎まなければならない。
 - ② 走行時には、ライダーおよびピットクルーは、アルコール類あるいは薬品（興奮剤等）を使用してはならない。
 - ③ ピット・パドック内での火気に注意する。特に喫煙（電子タバコも含む）は指定の場所で行うこと。

4. 損害に対する責任

- 1) 走行中自己の車両およびその附属品および安全装備等が破損した場合、またサーキットの付帯設備等破損した場合も、その責任は自己が負わなければならない。
- 2) 走行に際して起こった負傷等は、参加者自らが責任を負うものとする。

レース映像使用ガイドライン

モビリティリゾートもてぎ、ならびに鈴鹿サーキットでは、映像著作権や肖像権の観点から、レース映像（車載カメラ映像等）を動画共有サイトや SNS へアップロードすることを禁止させていただいております。

しかしながら、レースに関わる皆様により多くの楽しみをご提供する環境を整えるため、新たに『**レース映像使用ガイドライン**』を設定いたしました。

皆様によりレースを楽しんでいただくため、適切な映像利用にご協力をお願いいたします。

1. レース映像の対象

車載カメラ映像およびピット・パドックで撮影した映像

2. 利用範囲

個人アカウントでの動画共有サイトおよび SNS 動画掲載

3. 禁止事項

- 1) 企業・団体アカウントでの動画共有サイトおよび SNS 動画掲載 ※下記「4. 注意事項④」参照
- 2) 広告宣伝活動等 ※下記「4. 注意事項④」参照
- 3) レース競技判定等
- 4) 他の競技者や競技役員、レース関係者を批判する言動・行為

4. 注意事項

- 1) 第三者のプライバシーに十分な配慮をすること
- 2) 動画掲載により生じた、あらゆる問題は当事者間で解決すること
- 3) 車載カメラの取り付け方法等はレース規則に準ずること
※特別規則 第 24 条 11)、第 37 条 17) 参照
- 4) 企業・団体アカウントでの動画掲載や広告宣伝活動を行う場合は、有償(用途により料金は異なります)にてご使用いただけます。モビリティリゾートもてぎ・鈴鹿サーキットホームページ内お問合せページにて申請すること
- 5) 本ガイドラインは、予告なく変更・改訂させていただく場合がございます

公示

本競技会は、**2025** ライディングスポーツカップ もてぎショートコース選手権大会特別規則、および**2025**年 MFJ 国内競技規則に基づいて開催される。

第 1 章 競技規則

第 1 条 競技会の名称

2025 ライディングスポーツカップ もてぎショートコース選手権

第 2 条 主催者・大会事務局

1) 主催者

ホンダモビリティランド株式会社
〒 321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1

2) 大会事務局

ホンダモビリティランド株式会社
モビリティリゾートもてぎ モータースポーツ課
「ライディングスポーツカップもてぎショートコース選手権」事務局
〒 321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1
TEL : 0285-64-0200
FAX : 0285-64-0209

第 3 条 開催場所

モビリティリゾートもてぎ 北ショートコース (982.164m)
栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1

第 4 条 競技会の組織

大会役員は、プログラムに示す。

第5条 開催概要・参加資格・参加料金

1) 開催概要・参加料金

	クラス	周回数 /時間	参加条件、規定タイム等	参加料金（税込）		シリーズ 表彰	
				スポット エントリー	年間 エントリー		
ス プ リ ン ト	SP・NSF100 SP	12周		8,500円	42,500円	有り	
	NSF100 HRC Trophy					有り	
	HRC GROM Cup アドバンスクラス					有り	
	HRC GROM Cup ルーキークラス					有り	
	チャレンジエキスパート	10周	ラップタイムが 48 秒を上回る ライダー	7,000円	35,000円	無し	
	チャレンジ 48					予選および決勝のラップタイムが 48 秒を上回らないこと	無し
	チャレンジ 50					予選および決勝のラップタイムが 50 秒を上回らないこと	無し
	チャレンジ 52					予選および決勝のラップタイムが 52 秒を上回らないこと	無し
耐 久	48 耐久	90分 (予定)	ライダーの登録は 2～3 名 ※49 秒を上回るタイムのライダー がいる場合は、こちらのクラスを選択 ※国際ライセンスの方も参加可能	15,000円	75,000円	有り	
	49 耐久		ライダーの登録は 2～3 名 ※49 秒よりも速いタイムが出た 場合は当該周を減算 ※国際ライセンスの方は参加不可			有り	
	GROM Cup 耐久		ライダーの登録は 2～3 名			有り	
	TAN 耐 (単独耐久)		ライダーは登録は 1 名 ピットストップ時間制限あり (第 15 条 6 参照)			11,000円	55,000円

※決勝レースの周回数、耐久レースの時間は、当日の天候および運営上の都合により変更となる場合がある。

2) 参加資格 ※全クラス共通

MCoM ライセンス (モビリティリゾートもてぎ走行ライセンス) を所持の上、本大会特別規則書を熟知し、他エントラント・主催者・オフィシャルに迷惑をかけずに参加できること。

第6条 開催日程・参加申込受付期間

	レース開催日	参加申込受付開始日	参加申込受付締切日	遅延申込締切日
第1戦	3月9日(日)	2月2日(日)	2月16日(日)	2月23日(日・祝)
第2戦	4月13日(日)	3月9日(日)	3月23日(日)	3月30日(日)
第3戦	5月25日(日)	4月20日(日)	5月4日(日・祝)	5月11日(日)
第4戦	9月7日(日)	8月3日(日)	8月17日(日)	8月24日(日)
第5戦	10月26日(日)	9月21日(日)	10月5日(日)	10月12日(日)
年間エントリー		2月2日(日)	2月16日(日)	

第7条 参加申込

1) 参加申込方法

下記「ライディングスポーツカップ もてぎショートコース選手権 ホームページ」でのWEB申込とする(電話等による申込は受け付けない)。参加料はWEB申込時に決済すること。

主催者が大会を中止した場合を除き、参加料およびピットクルーのMS暫定共済会費(非会員のみ)はいかなる場合も返金されない(負傷欠場なども含む)。大会中止により返金する場合、参加料から事務手数料2,200円(税込)を差し引いた金額を返金する。

・ライディングスポーツカップ もてぎショートコース選手権 ホームページ

https://www.mr-motegi.jp/short_m/

2) 参加申込受付期間

第6条に記載のとおりとする。

やむを得ない事情で参加申込受付締切日を過ぎてから参加を申し込む場合は、第6条に記載の遅延申込締切日までに大会事務局まで申し出なければならない。遅延申込は受け付けられない場合がある。遅延申込が受け付けられた場合、参加料に遅延申込受付手数料3,300円(税込)が加算される。

3) 未成年者競技会出場承諾書・印鑑登録証明書

未成年者が出場する場合、「未成年者競技会出場承諾書」に保護者が署名の上、出場を承諾するレースごとに実印を押印し、3ヶ月以内に取得した「印鑑登録証明書」と一式にして、大会当日の選手受付までに大会事務局まで提出しなければならない。また、大会当日は保護者を同伴しなければならない。

※「未成年者競技会出場承諾書」は、本条1)に記載のホームページ内「WEBエントリー/参加者専用情報ページ」からダウンロードの上、印刷して使用すること。

4) ピットクルー

ピットクルーは大会期間中にパドックにいる出場ライダー以外の普通自動車第一種運転免許を所持している者でなければならない。出場車両1台につき1～2名を登録しなければならない。やむを得ない事情によりピットクルー人員の確保が困難な場合は、自身の出場クラス以外のクラスに出場している普通自動車第一種運転免許を所持しているライダーを自身のピットクルーとすることができる。ただし、この場合、ピットクルーは2～3名を登録しなければならない。これはライダーが負傷した場合、帰りの交通手段の確保や病院での手続き、家族への連絡が必要となるためである。登録したピットクルーを変更する場合は、大会事務局に申し出ること。

- 5) 参加受理と参加拒否、参加料金の返金
- ① 参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
 - ② 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返金される。振込で返金する場合は、事務手数料 2,200円(税込)を差し引いた金額を返金する。
- 6) 参加を取り消す申込者に対する参加料金返金規定
- ① 参加申込期間(遅延申込期間も含む)内に参加を取り消した場合・・・事務手数料 1,100円(税込)を差し引いた額を返金
 - ② 参加申込期間(遅延申込期間も含む)終了後～参加受理書(年間エントリーの場合は第1戦の参加受理書)発送前までに参加を取り消した場合・・・参加料金の50%を返金
 - ③ 参加受理書(年間エントリーの場合は第1戦の参加受理書)発送後に参加を取り消した場合・・・返金なし
※ライダーおよびピットクルーがMS共済会に暫定加入申請した場合は、その暫定共済会会費については全額返金する。
※返金は指定口座への振り込みで行う。
- 7) ライダーの変更登録
参加が受理されているライダーの変更は、TAN 耐(単独耐久)クラスを除く耐久クラスのみ可能とする(スプリントクラスのライダーは変更不可)。変更する場合は、大会事務局に申し出ること。ただし変更にあたっては、変更手数料2,000円(税込)が必要となる。なお、特別スポーツ走行日を含む大会期間中での変更については、当日エントリーしている他チームのライダーとの変更のみ可能とする。
- 8) 年間エントリー
主催者が大会を中止した場合を除き、年間エントリー料はいかなる場合も返金されない(負傷欠場なども含む)。大会中止により返金する場合、スポットエントリー料から事務手数料2,200円(税込)を差し引いた金額を返金する。
- ① 年間エントリー特典
年間エントリー者には、次の特典が与えられる。
 1. 土曜日に開催される特別スポーツ走行料(2,600円/日×5日=税込13,000円)が無料となる
 2. 年間固定ゼッケンが与えられる
 3. 車両通行証が1枚追加で与えられる
 4. 車両駐車枠もしくは指定ピットのいずれかを優先して指定することができる
 - ② チャレンジクラスおよびHRC GROM Cupのシーズン途中でのステップアップ
チャレンジクラスおよびHRC GROM Cupについては、シーズン途中でステップアップがあった場合、各戦参加申込受付期間内に大会事務局まで申請しなければならない。チャレンジクラスおよびHRC GROM Cup以外の年間エントリー者については、シーズン途中でのクラス変更は不可とする。
 - ③ 耐久クラス
耐久クラスの年間エントリーについてライダーの変更がある場合は、本条7)に準ずるが、年間エントリー申込時に登録したライダーが最低1名は登録されていないなければならない。

第8条 もてぎ・鈴鹿 (MS) 共済会

- 1) モビリティリゾートもてぎにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーは MS 共済会に加入しなければならない。
- 2) MS 共済会は年間加入または暫定加入とする。
 - ① 年間加入は MCoM 会員もしくは SMSC 会員として登録され所定の共済会費を納めた者とする。
〈走行会員…10,000 円・ピットクルー…4,000 円〉
 - ② 暫定加入は当該大会（特別スポーツ走行、練習走行、予選、決勝）のみ有効とする。
〈走行会員…3,000 円・ピットクルー…500 円〉
チーム員として登録されたピットクルーは必ず加入しなければならない。また 16 歳未満の者は、ピットサインマンエリアに立ち入ることは出来ない。

第9条 車両通行証

- 1) 参加申込が正式に受理された参加者には、指定登録されたライダーに車両通行証が郵送され、特別スポーツ走行日当日より有効となる。
- 2) 参加者のサービスカーは、大会事務局が交付する車両通行証をフロントに貼付しなければパドックへ入場できない。
- 3) 通行が許される参加者のサービスカーは、原則としてスプリントは参加車両 1 台につき 1 台とされ、耐久は 2 台とする。
- 4) パドックおよびモビリティリゾートもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識に従わなければならない。指定エリア以外に車両を駐車した場合は、レッカー移動する場合がある。
- 5) 交付された車両通行証は他に貸与・転用してはならない。貸与・転用した場合は、没収または罰則を科す場合がある。
- 6) 車両通行証を紛失または破損した時は事務局に再交付の手続きをし、再交付を受けること。ただし、再交付手数料 2,000 円（税込）を必要とする。
- 7) 車両通行証を偽造、コピー等不正行為があった場合は、罰則を科す場合がある。

第10条 選手受付（書類検査）

選手受付時に本人確認のために、下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

- ① 参加受理書
- ② ライダーおよびピットクルーの普通自動車第一種運転免許証もしくは MCoM ライセンス

第11条 車両検査

- 1) 参加車両の車両検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って車検場で行う。
- 2) 決勝レース終了後、再車検を行う場合がある。
- 3) 装備品

ライダーが競技中に着用しなければならないものは次のとおりである。
車検時に検査は行わないが、各自、傷、破損等、チェックすること。

- ① ヘルメット（フルフェイス・2 輪ロード用）

※フルフェイス形のもので、MFJ が公認したものでなければならない。

（MFJ が公認したヘルメットには認証マークが貼付されている）

※オフロード用やモタード用のフルフェイスヘルメットは不可とする。

必ずロードレース専用のヘルメットを使用すること。

- ② MFJ 公認ヘルメットリムーバーシステム
- ③ ブーツ（ロードレース専用の革製に限る）
※革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。
- ④ グローブ（ロードレース専用の革製に限る）
※革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。
- ⑤ レーシングスーツ
※革もしくは革と同等の素材であり、MFJ の公認したものでなければならない。
（MFJ が公認したレーシングスーツには認証マークが貼付されている）
※左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナ、および血液型をアルファベットで明記しなければならない。
- ⑥ チェストガード
- ⑦ 脊柱パッド
※ ⑥⑦については、MFJ 国内競技規則 付則 4 で規定しているとおり CE 規格適合品でなければならない。
- ⑧ エアバッグ式プロテクション
22 歳以下および 55 歳以上のライダーはエアバッグ式プロテクションの着用を義務付ける。
【ご案内】エアバッグ式プロテクションの 2025 年からの全年齢義務化見送りについて MFJ の公示、また供給およびメンテナンス体制が整わない状況を鑑み、2025 年からの全ライダー装着義務化を見送りとします。
※ 2025 年は引き続き“22 歳以下および 55 歳以上”を装着義務対象とします。

第 12 条 **ブリーフィング**

ブリーフィング（競技に関する説明）は、ピットロードで行われる。時間は、公式通知に示される。ブリーフィングには参加者すべてが出席しなければならない。
欠席した場合、出場取消等の罰則（ペナルティー）を科す場合がある。

第 13 条 **公式練習**

- 1) 全クラス一定時間の公式練習を行う。時間は公式通知に示される。
- 2) 公式練習終了の合図としてチェッカーフラッグが振られる。チェッカーを受けた車両はペースダウンをしてコースを1周し、ピットまたは待機場所に戻らなければならない。
- 3) 公式練習の参加台数が 28 台を超える場合、グループ分けを行う場合がある。グループ分けについては、事務局にて決定した任意の方法により行う。
- 4) 参加台数が少ないクラスは、他のクラスと混走にする場合がある。

第 14 条 公式予選

1) 公式予選の内容

- ① レースに出場するすべてのライダーは、公式予選に参加し、決勝レース出場資格を取得しなければならない。
- ② 公式予選においては、競技役員による車両の安全チェックがなされた後にスタートし、定められた時間内であれば走行を中断し、また再スタートすることができる。公式予選が何らかの理由により中断された場合、残り時間分の予選を再開するが、必要に応じて大会審査委員会が再予選時間の短縮や延長を決定することができる。
- ③ 公式予選では、ラップタイムが測定され、小数点 3 桁以下は切り捨てとする。この測定で、計測されたラップタイムがトップタイムの 120% に満たない者はたとえ定員内であってもレース出場資格を与えられない場合がある。ただし、予選通過基準タイムに満たない選手についても過去の成績を考慮した上で、審査委員会の判断で出場を認めることができる。
- ④ 予選通過タイム
公式予選において測定される各ライダーのベストラップタイムにより、大会特別規則に示されたレース出場台数を限度としてスタート位置が定められる。ベストラップタイムが同じ場合は、セカンドラップタイムによる。
- ⑤ 2 種目以上に出場するライダーは、出場全種目の公式予選に出場しなければならない。
- ⑥ 複数の組に分かれて行われる予選の順位決定方法
 1. 予選結果を総合タイム順によって決定する場合と予選組ごとの順位により決定する場合がある。
 2. 天候により 1 セッションの一部でもコース状況の変化（降雨または部分的なウェット路面等）に差異が認められると競技監督が判断した場合には各予選組ごとの順位によって決定する。この決定に対する抗議は一切受け付けない。
 3. 各予選組ごとのタイム順（頭取り）で決定した場合のグリッドは、コース状態に関わらず、各予選組のトップのタイムを比較しその順番で各組の上位から交互に振り分け、総合予選結果が発表される。
 4. 予選組数とグリッド数によって端数が出る場合の優先順位も総合予選結果に基づくものとする。
- ⑦ 最終的な予選選出方法とスターティンググリッドは大会審査委員会の決定による。この決定に対する抗議は認められない。
- ⑧ 予選通過者で決勝出走不可能となった者は、速やかにその旨（リタイヤ）を届け出なければならない。

2) 規定タイムとクラス編入

チャレンジクラスおよび **HRC GROM Cup** は、クラス毎に以下の規定タイムを設ける。また、規定タイムを上回ったライダーについては以下のとおりとする。

- ① チャレンジエキスパート【規定ラップタイム : 48 秒を上回るタイム】
- ② チャレンジ 48【規定ラップタイム : 48 秒】
予選中に 48 秒を上回ったライダーは、当該クラスの決勝に出走できない。
(自動的にチャレンジエキスパートの決勝へ編入する)
- ③ チャレンジ 50【規定ラップタイム : 50 秒】
予選中に 50 秒を上回ったライダーは、当該クラスの決勝に出走できない。
(自動的にチャレンジ 48 の決勝へ編入する)
- ④ チャレンジ 52【規定ラップタイム : 52 秒】
予選中に 52 秒を上回ったライダーは、当該クラスの決勝に出走できない。
(自動的にチャレンジ 50 の決勝へ編入する)

※上位クラスに編入されたライダーは、決勝グリッドの最後尾から整列する。

⑤ HRC GROM Cup アドバンスクラス【規定ラップタイム：49 秒を上回るタイム】

⑥ HRC GROM Cup ルーキークラス【規定ラップタイム：49 秒】

予選中に 49 秒を上回ったライダーは、当該クラスの決勝に出走できない。

(自動的に HRC GROM Cup アドバンスクラスの決勝へ編入する)

- 3) 公式予選の義務周回数は定めない。
- 4) 公式予選終了の合図としてチェッカーフラッグが振られる。チェッカーを受けた車両はペースダウンをしてコースを 1 周し、ピットまたは待機場所に戻らなければならない。
- 5) 公式予選については、下記のように定める。
 - ① 予選の参加台数が 28 台を越える場合、グループ分けを行う場合がある。
グループ分けについては、事務局にて決定した任意の方法により行う。
 - ② 公式予選により決勝のクラスおよびスターティンググリッドを決定する。
 - ③ ①が採用された場合、決勝レースはA、B決勝にクラス分けをして行う。
 - ・参加台数が 29 ～ 42 台以下の場合、予選台数の上位 60%をA決勝とし、それ以外をB決勝として行う。(小数点以下四捨五入)
 - ・参加台数 43 台以上の場合、予選上位半数をA決勝、下位半数をB決勝として行う。
- 6) 参加台数が少ないクラスは、他のクラスと混走にする場合がある。

第 15 条 決勝

- 1) スプリント出場台数は、各クラスとも最大 30 台とする(混走の場合は合計で 30 台)。
- 2) 予選グループを 2 つに分けた場合、B決勝レース上位 3 名は、当日のA決勝レースに出場できる。
- 3) 規定タイムが設定されたクラスは、決勝中に規定タイムを上回ったライダー(耐久の場合はチーム)に対し、以下のとおりタイム加算や周回数減算を行う。
 - ① チャレンジ 48
決勝中に 48 秒を上回った周回全てに 5 秒を加算する。
 - ② チャレンジ 50
決勝中に 50 秒を上回った周回全てに 5 秒を加算する。
 - ③ チャレンジ 52
決勝中に 52 秒を上回った周回全てに 5 秒を加算する。
 - ④ 49 耐久
決勝中に 49 秒を上回った周回を競技結果から減算する。
- ⑤ HRC GROM Cup ルーキークラス**
決勝中に 49 秒を上回った周回全てに 5 秒を加算する。
- 4) 耐久クラスの出走台数は、最大 35 台とする。
※両クラスの合計が 35 台に満たない場合は混走とすることがある。
- 5) グリッドの決定(耐久)
グリッドは選手受付時または、ブリーフィング終了後に抽選で決定する。
ただし、抽選は 48 耐久およびその他のクラスの 2 グループに分けて行い、48 耐久のグリッドに、その他のクラスのグリッドが続くものとする。

6) 耐久レースのピットストップについて

- ① 48 耐久・49 耐久・GROM Cup 耐久においては、各チーム 2 回のピットストップが義務付けられる。登録したライダーは 2 名以上決勝レースに出走しなければならない。

ピットストップの回数は各チームで管理し、その際にエンジンを完全に停止すること。規定内容のピットストップを実施しなかったチームは、ピットストップ 1 回につき、周回数 3 週の減算ペナルティを科す。

- ② TAN 耐においては、15 分間のピットストップが 2 回義務付けられる。

15 分間のピットストップは各チームのピットクルーが確実に管理し、所定の用紙に時間を記入の上事務局へ提出すること。規定内容のピットストップを実施しなかったチームは、ピットストップ 1 回につき、**最大で周回数 20 周**の減算ペナルティを科す。

※ レース時間が短縮された場合や、天候・気候によって、義務ピットストップ回数・時間は変更される場合がある。

7) 決勝レース中の燃料補給は不可とする。

第 16 条 スタート方法

1) スターティンググリッド（スプリント）

- ① 最前列は 4 台とし 2 列目は 3 台。以下各列交互に配列される。
- ② ポールポジションは左側とする。
- ③ 決勝レースのスタート方法はクラッチスタートとする。
- ④ ジャンプスタートのペナルティは原則的にライドスルーペナルティが科せられる。ペナルティが科せられた場合は、当該ライダーに対してメインフラッグポストからゼッケン No. と“RIDE THROUGH” ボードが表示される。当該ライダーは速やかにピットインしてピットレーンを通過すること。

なお、ピットレーン制限速度は 30km/h 以内とし、制限速度を違反した場合、手順が繰り返される。

2) スターティンググリッド（耐久）

- ① 決勝レースのスタート方法は、ル・マン式とする。
- ② スタート合図は発光信号もしくは日章旗によって行われる。
- 3) スタート進行の詳細は公式通知またはブリーフィングにて知らされる。
- 4) スタート予定時間の 3 分前提示後、ピットクルーはコースから退去しなければならない。（バイクを支えるピットクルー以外）

第 17 条 レースの一時中断

競技監督が天候上の理由、あるいはそのほかの理由からレースの中断を決定した場合、コントロールラインと全てのポストで赤旗を掲示し、コーションシグナルのレッドライトを表示する。

1) スプリント

- ① ライダーはただちにスローダウンし、ピットレーンに戻らなくてはならない。レースが成立した場合、当該レースの結果は前の周を終えた時点のものとされる。
- ② トップのライダーおよびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が 3 周未満しか走行していない場合、当該レースは無効とされ、新たに再レースが行われる。もし再レースのスタートが不可能な場合、このレースは中止と宣言され、ポイントは予選結果に基づいて正規のポイントの 1/2 が与えられる。（少数点を以下 2 桁は四捨五入）**なお、再レースの周回数は、本来のレース距離の 2/3（端数を切り捨て整数にした数）の周回数に減算される場合がある。**

- ③ トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が3周以上、しかし本来のレース距離の2/3未満(少数点切り捨て)であった場合、2ヒート制のレースとする。レースの最終結果は2つのレース周回数を合算し順位が決定される。周回数が同数の場合、第2レースの結果が優先される。もし第2レース開催が不可能な場合、第1レースのレース結果でレースは完了とし、ポイントは正規のポイントの2/3(少数点以下四捨五入)が与えられる。
- ④ トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員の本来のレース距離2/3(少数点以下切り捨て)を走行した場合、当該レースは完了したとみなされ、ポイントはフルに与えられる。

2) 耐久

- ① 耐久レース時にコース上で何らかのトラブルがあった場合、フルコースコーション(全ポスト黄旗表示)にすることがある。この場合、コース内はすべて注意・追越し禁止・徐行とする。各ポストで黄旗が撤去され、緑旗が表示されレース再開とする。なお、この時間はレースの経過時間に含まれ、走行ラップも周回数としてカウントされる。フルコースコーション中のピットインは可能であるが、コースインシグナルには従うこと。
- ② スタート後、先頭車両と同一周回の全車が3周を走行完了する前に何らかのトラブルにより赤旗が提示された場合、当該レースは無効とされ新たに再レースが行われる。もし、再レースのスタートが不可能な場合、このレースの中止が宣言される。**なお、再レースの走行時間は、本来の走行時間の2/3(端数を切り捨て整数にした数)の周回数に減算される場合がある。**
- ③ 耐久レース走行時間の2/3未満に何らかのトラブルにより赤旗を提示した場合、2ヒート制のレースとする。2ヒート目のスターティンググリッドはレーススタート時の順番とする。総合結果は1ヒートと2ヒートの結果を合算したものとす。もし、第2レース開催が不可能の場合、第1レースの結果でレース完了とし、ポイントは正規のポイントの2/3(少数点以下四捨五入)が与えられる。
- ④ 耐久レース走行時間の2/3以上走行した場合、当該レースは完了したとみなされ、ポイントはフルに与えられる。

第18条 レース終了

- 1) スプリントは、トップが各クラスに定められた周回数を終了した時点でトップにチェッカーが振られる。
- 2) 耐久は、決勝レーススタート後、規定時間が経過した時点で先頭車両に対してチェッカーフラッグが振られる。先頭車両がピットイン中の場合は、コース上にいる最上位車両に対してチェッカーフラッグが振られる。
(天候、日没、その他の理由によって短縮される場合がある。)
- 3) 各レースの終了は、チェッカー旗が振られた時点より2分を経過した時である。

第19条 レース終了後の車両保管と再検査

レース終了後、競技監督の判断により、車両保管および再検査を行う場合がある。

第20条 優勝者・順位・完走者

1) 優勝者

優勝者は規定の距離（周回数）または時間を完走して最初にフィニッシュライン（コントロールライン）を通過したライダーである。

2) 順位

優先順位：

- ① コース上のフィニッシュラインでチェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順による。
- ② チェッカーを受けられなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順による。

3) 完走者

優勝者の周回数の75%（少数点以下切り捨て）以上を走行したライダー。

ただし、耐久レースについては、クラス毎の優勝者の周回数の75%（少数点以下切り捨て）以上を走行したライダーとする

第21条 賞典および賞典の制限

1) 賞典は、以下のように設定する。

SP・NSF100SP/NSF100HRC Trophy/HRC GROM Cupアドバンスクラス
/HRC GROM Cup ルーキークラス/各耐久クラス

順位	賞典内容
優勝～3位	トロフィー+副賞+茂木町賞(茂木町協賛品) +GET HOT賞(GET HOTタイヤウォーマー購入割引券)※ ※【GET HOT賞】 優勝選手(チーム)に10%割引券、2位・3位の選手(チーム)に5%割引券を贈呈。発行年末まで有効。 発行年内であれば、「もてぎロードレース選手権」など他のレースで贈呈されたものも含め、同割引券を複数枚合算して使用可能(例: 10%割引券×2枚 + 5%割引券×1枚 = 25%割引)。
4～6位	トロフィー

各チャレンジクラス

順位	賞典内容
優勝～3位	トロフィー

2) 賞典は、決勝出走台数が少ない場合、以下のように制限される。また、出走が3台未満の場合は、不成立とする場合がある。

台数	賞典対象
1～3台	1位まで
4～5台	2位まで
6～7台	3位まで
8～9台	4位まで
10～11台	5位まで
12台以上	6位まで

第22条 ポイントランキング

もてぎショートコース選手権において、本条3)のとおり全クラスの参加ライダー（チーム）に1戦ごとにポイントが与えられる。ただし、シリーズ賞対象・対象外クラスを設定する。

1) シリーズ賞対象のクラスは下記のとおりとする。

【スプリント】

- ・ SP・NSF100SP
- ・ NSF100 HRC Trophy
- ・ **HRC GROM Cup アドバンス**
- ・ **HRC GROM Cup ルーキークラス**

【耐久】

- ・ 48 耐久
 - ・ 49 耐久
 - ・ GROM Cup 耐久
 - ・ TAN 耐
- 2) チャレンジクラスはシリーズ賞の対象外とする。
- 3) ランキングポイント

- ① 参加台数は、スプリントは予選に出走した台数、耐久は受付をした台数とする。
- ② 決勝順位にてポイントを獲得した選手を除いて、完走した選手には1ポイントが与えられる。
- ③ 決勝レースの順位で得た全てのポイントを合計し、総合得点の多い者から順位を決定する。
- ④ 全戦の50%以上に値する数の競技会に参加した場合に、選手権ポイントを有効とする。

		参加台数							
		16台～	14台-15台	12台-13台	10台-11台	8台-9台	6台-7台	2台-5台	1台
順位	1位	20p	20p	20p	20p	20p	20p	10p	5p
	2位	17p	17p	17p	17p	17p	17p	8.5p	
	3位	15p	15p	15p	15p	15p	15p	7.5p	
	4位	13p	13p	13p	13p	13p	13p	6.5p	
	5位	11p	11p	11p	11p	11p	11p	5.5p	
	6位	10p	10p	10p	10p	10p	10p		
	7位	9p	9p	9p	9p	9p	9p		
	8位	8p	8p	8p	8p	8p			
	9位	7p	7p	7p	7p	7p			
	10位	6p	6p	6p	6p				
	11位	5p	5p	5p	5p				
	12位	4p	4p	4p					
	13位	3p	3p	3p					
	14位	2p	2p						
	15位	1p	1p						
16位～	1p*								

* 完走ポイントはリタイヤした選手には与えられない。

第23条 シリーズ賞典

1) シリーズ成立の条件

- ① 各クラスの年間開催数の50%以上が成立した場合。
- ② シリーズ1レースあたりの平均台数が3台以上の場合。

2) シリーズ賞典の贈呈

シリーズ賞典はモビリティリゾートもてぎにて開催されるシーズンエンドパーティにて贈呈され、欠席した場合は賞典を放棄したものと見なす。ただし、事前に欠席を申告した選手は、送料着払にてトロフィーを受けとることができる。

3) シリーズ賞

【スプリント】SP・NSF100SP、NSF100 HRC Trophy

HRC GROM Cupアドバンスクラス

HRC GROM Cupルーキークラス

1位～6位を賞典対象とする。ただし、シリーズポイントランキング対象が少ない場合、賞典の贈呈は次のように制限される。

シリーズポイント対象台数	賞典対象	賞典内容
1～3台	1位まで	トロフィー
4～5台	2位まで	トロフィー
6～7台	3位まで	トロフィー
8～9台	4位まで	トロフィー
10～11台	5位まで	トロフィー
12台以上	6位まで	トロフィー

【耐久】48 耐久、49 耐久、GROM Cup 耐久、TAN 耐

1位～3位を賞典対象とする。

- ① 総合得点が同点で、第22条で決定できない場合、上位の入賞回数が多い者を上位とする。

※例：同点の者同士で1位を獲得した回数で比較し、多い者が上位。

これでも同位の場合、2位を獲得した回数を比較する。

以下、下位まで同様に比較する。

- ② 本条①で決定できない場合、もてぎショートコース選手権最終戦での順位が上の者を上位とする。
- ③ 本条②で決定できない場合、最終戦に近いレースでの順位が上の者を上位とする。
- ④ 本条③でも決定できない場合、大会組織委員会において決定する。
- ⑤ 耐久では、ライダーが変更されても最初に登録されたチーム名にポイントが加算される。チーム名変更した場合、ポイントは加算されない。

第24条 参加者の遵守事項

- 1) 参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。
- 2) 参加者は、パドックを含むモビリティリゾートもてぎ内において、ホテル・キャンプ場等の宿泊施設以外では、宿泊することは出来ない。
- 3) 許された場所以外での喫煙は厳禁とする。
- 4) 参加者は、主催者や大会後援者、大会審査委員会およびレース参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 5) 参加者は、自身の言動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。
- 6) 参加者は、スポーツマンシップにのっとり行動しなければならない。

- 7) レース前のピット・パドックの設営は、レース開催当該週の金曜日から可能とする。ただし、ガムテープやタイヤ、脚立や折畳みイスなどの備品を置いて場所を確保するような「場所取り行為」は認められない。大会事務局が「場所取り行為」と判断した場合、場所取りのために使用された備品を大会事務局が回収する場合がある。
- 8) 使用済みタイヤは、パドック等に置いていかず、必ず参加者が持ち帰ること。
- 9) ピット外の指定された場所以外でタバコ等火気を取り扱わないこと。また使用後は清掃をすること。
- 10) ピット・パドック使用时に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、ゴミは分別して処分すること。粗大ゴミ等(カウル、マフラー、タイヤなど)は必ず参加者が持ち帰ること。また、廃油入れには、ガソリン・クーラントは入れないこと。処理できない品の置き去りについては不法投棄となり処罰される。

ゴミ箱に捨てられる物	紙類 ビニール類 カン、ビン、ペットボトル 廃油 砂利 金属
持ち帰る物	タイヤ フレーム エンジン バッテリー その他家電製品等

11) カメラ搭載に関する遵守事項

競技車両にカメラを搭載する場合は、車検チェックシートのチェック欄にチェックを入れ申請すること。

ただし、下記①～④の内容を誓約・承諾できる者のみがカメラ搭載を許可される。

- ① 撮影した映像・音声を下記(1)～(4)の目的・内容で使用しないこと
- (1) 個人の私的利用の範囲を超え、営利目的の使用
 - (2) 広告宣伝活動等
 - (3) レース競技判定等
 - (4) 他の競技者や競技役員、レース関係者を批判する言動・行為
- ※動画共有サイト(YouTube等)やSNS(Facebook等)へ掲載する際は、上記(1)～(4)に該当しない内容であることをご確認いただくとともに、第三者のプライバシーにご配慮いただき、問題が生じた際は当事者間での解決をお願いします。
- ② 第37条 17) カメラ搭載 に定めるとおり、車体に確実にカメラを取り付け、車検時に車検員からチェックを受けること。車検員から取り付け方の修正を指示された場合はその指示に従うこと。修正指示に従えない場合は、車体からカメラを取り外すこと
- ③ 車両回収および車両撤去時等において、万一、車載カメラが破損または紛失した際も、その当事者や主催者は一切の損害賠償責任を負わない
- ④ 上記①～③の内容に違反した場合は、ペナルティ等に従うこと

第 25 条 走行中の遵守事項

- 1) オレンジボール旗提示を受けた車両は、速やかに安全な場所に停止しなければならない。
- 2) ジャンプスタートのペナルティーに対し、“RIDE THROUGH” ボードが提示される。“RIDE THROUGH”ボードは3回提示され、従わない場合はさらなるペナルティが科せられる。
- 3) 決勝レース中は、ピットガレージ内へ車両を移動した場合、リタイヤとみなす。
- 4) 事故または車両故障等の理由でリタイヤする場合は大会事務局に報告し、所定の用紙にてリタイヤ届を提出しなければならない。
- 5) ショートカット等、規定以外のコースを走行してはならない。
- 6) 走行中の黄旗提示に従わないライダーには、罰則が科せられる。
- 7) ピットインする場合は、手を挙げる等の合図をしてから、第2ヘアピン手前からコース右側を走行し、ピットレーンでは徐行すること。
- 8) コース入口のコースインシグナルについて
 - ① スポーツ走行、予選、決勝を通じて「レッドライト」が点灯しているときは、コースインをしてはならず、「グリーンライト」が点灯しているときのみ、コースインすることができる。
 - ② コースインは、走行車両との合流に対し、最大限の注意を払い、各自の責任において行わなければならない。
- 9) ピットアウトしてコースインするライダーは、第2コーナーを通過するまで、コース右側ラインに沿って走行しなければならない、その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

第 26 条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は、必ずサーキット内医務室にて診断を受けなければならない。受診していない場合、MS共済会の適用から除外される場合がある。

第 27 条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際して、参加者、ライダー、ピットクルーの参加を拒むことができる。
- 2) チーム名が公序良俗に反する場合、プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。
- 3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 4) 競技番号の指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 5) やむを得ない理由により、プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録または変更について許可することができる。
- 6) すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- 7) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- 8) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

- 9) 競技の中止と出場料の返却については MFJ 国内競技規則「競技会の延期および中止等」の項に準ずる。返却の場合、事務手数料 2,200円(税込)を差し引いた金額を返金する。参加者はその他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。
なお、競技中止となった場合はスプリント・耐久ともシリーズポイントは付与されない。
- 10) 各レース区分において申し込み数が 10 台に満たない場合、そのレース区分を他のレースとの混走のレースとして開催、またはそのレース区分を取り止めることができる。また、決勝レース出場台数が 5 台に満たない場合も同様とする。

第 28 条 ペナルティー

- 1) 大会期間中の違反に対するペナルティーは競技監督が審査委員会に諮って審査委員会によって決定される。
- 2) 審査委員会は状況に応じてペナルティーを強化・軽減することができる。

第 29 条 損害に対する責任

- 1) 競技中、車両およびその付属品が破損した場合、その責任は参加者が負わなければならない。
(車両が車検長または大会組織委員会によって保管されている期間中に生じたものを除く)
車検長または大会組織委員会は、車両を保管している期間中に、これらの車両が何らかの理由によって破損した場合は、1 台あたり 100,000 円を最高限度額として、その所有者に保証する。
- 2) 競技会開催期間中、またはその前後に生じた損害は、参加者自ら責任を負うものとする。
- 3) 競技役員は、その職務に最善をつくすが、仮に競技役員の行為によって起きたエントラント、ライダー、ピットクルーおよび車両等への損害に対しても、競技役員は一切の責任を負わない。

第 30 条 抗議

- 1) 判定に対して抗議する場合は、通告を受けてから 30 分以内に、大会事務局に準備されている抗議書に記載し、1 項目ごとに抗議保証金を添えて大会事務局に提出すること。
- 2) 正式の手続きにより提出された抗議書のみが受け付けられ、大会審査委員会において審議判定される。
- 3) 大会審査委員会は、証人を必要と認めた場合は証人を立て、その証言を求め、十分に実情を調査した上で裁定を下すものとする。
- 4) 大会審査委員会の裁定の内容は、当該者へ通達時に説明される。レース運営上、説明を始める前に時間を定めて行われる。(通常 5 分程度)
- 5) 大会審査委員会が下した裁定に対しては、一切抗議することはできない。
- 6) 抗議保証金は抗議が成立した場合のみ返還される。
- 7) 抗議保証金は、1 項目につき 10,000 円、ガソリンおよびタイヤに関する抗議保証金は 100,000 円とする。

第 31 条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第 32 条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は、

- ① もてぎショートコース選手権ホームページ内の参加者専用情報ページに掲載される。
 - ② 緊急の場合は場内放送で伝達される。
- 以上の方法によって参加者に通告される。

第 33 条 本規則の変更

年度途中においても本規則について、見直しを行う場合がある。

その内容は、もてぎショートコース選手権ブルテンで発表される。

ブルテンはもてぎショートコース選手権ホームページ内の参加者専用情報ページに掲載される。

第 34 条 本規則の施行

本規則はもてぎショートコース選手権における全ての大会に適用されるもので、各大会の参加申込受付開始と同時に有効となる。

第 2 章 車両規則

第 35 条 参加車両

- 1) 全ての車両は、本特別規則書に合致した車両でなければならない。
- 2) ゼッケンナンバーは参加受理書に定めるゼッケン番号を前面に1ヶ所、シート左右に2ヶ所装着し、車検時等に解読不可能と判断された場合には修正のこと。色とゼッケン色は特に指定しないが見やすいものを装着すること。ゼッケンベース色は単色とし、蛍光色やメッキ色の使用は禁止とする。(車体色と異なったものが好ましい) また字体はゴシック体を基準とした過度なデザインが施されていないものとする。影付き文字などに関しても使用することができない。車体左右にサポートゼッケンを付けることを推奨する。
- 3) 48 耐久・49 耐久のみ2 台まで車両の登録を認める。その場合には事前申請を行い、車検を受ける必要がある。なお、2 台目の車両で決勝を走行する場合は、同じゼッケンを使用することとし、用意が難しい場合には、事務局が作成したゼッケンを貼付し走行すること。

第 36 条 自動計測装置（トランスポンダー）装着

- 1) 参加者は出走時に自動計測装置（トランスポンダー）を車両に取り付けなければならない。取付を拒否した場合は、当該車両およびライダーは出走を認められない。
- 2) 主催者が用意する貸出用自動計測装置を使用する場合、レンタル料として3,000 円(税込)を別途徴収する。自動計測装置の配布は、選手受付時に行い、返却については各レース終了後1 時間以内とする。
万一破損・紛失した場合、1 個につき55,000 円(税込)が主催者より請求される。また、参加者は、主催者が用意する自動計測装置の代わりに、自身で所有するMYLAPS 社(旧 AMB 社)製自動計測装置(通称マイポンダー)を使用することができる。ただし使用する際は以下の項目を遵守すること。
 - ① 参加申込み時にマイポンダーのトランスポンダー番号、レンタル利用なしの申請を行うこと。

- ② 計時長が判断し、競技役員により指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。
- 3) 取付方法および取付箇所について
- ① 自動計測装置専用ホルダーを指定の場所にタイラップ等で確実に固定すること。
- ② 地面から **120 cm**以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。取り付け推奨位置は図を参照のこと。
- ※取り付け位置、方法のミスにより、タイム計測ができない場合があるので注意すること。



第 37 条 車両規定基本仕様

車両規定基本仕様に反したものは主催者の権限により参加拒否する場合がある。

- 1) 全ての車両は、次の項目が特に安全な状態であること。
- ① エキゾーストパイプの取り付けはボルト、ナットで確実に固定されていること。
- ② ハンドルの先端は、丸みを帯びた固形物質が詰めてあるか、ゴムで覆われていること。
- ③ NSF100 以外のレバー、ペダル、ステップ等の先端は、丸みを帯びた形状であること。
- ④ ハンドルの切れ角は、左右いっぱいになった状態でもハンドルレバーと車両の隙間は、30mm の隙間があること。
- ⑤ フェアリングは、振動等で容易に脱落しないように確実に固定されていること。
- ⑥ エンジンまわりは、オイル汚れ等完全に除去されて、オイル漏れがないこと。
- 2) 全ての車両はオイルドレンボルト、フィルターキャップがワイヤーロックで固定されていること。
- 3) 2 ストロークの車両は、キャブレターのエアイベント、ブリーダーパイプからガソリンキャッチタンクへ確実に装着されていること。ガソリンキャッチタンクには空気穴を設けておくこと。
- 4) フェアリング装着車のときは、出荷時同様フェアリング装着しなければならない。ただし、出荷時にフェアリングが装着されていないものは除く（NS50F はゼッケンプレートのみで可とする）。
- 5) タイヤは、国内製造者の一般市販公道用タイヤのみ使用可とする（ただし RACINGMINI S01・S02 / KR337 KR337PRO / KR410 の使用は可）。スリックタイヤ使用不可、ハンドカット禁止。レインタイヤは、全クラス使用可とする。
- 6) ドライブスプロケットカバー、チェーンガードを確実に取付けること。
- 7) 車検の確実性、トラブルの早期発見のためにきれいに整備清掃されている車両のみ車検を受けることができる。
- 8) 燃料は一般市販ルートで購入できるものに限定し、AVガスやレースガスなどは使用できない。
- 9) ラジエタークーラントの使用は不可。水道水を使用すること。
- 10) アーシング（アース線の追加・移動）は禁止とする。
- 11) ブレーキパッドの脱落防止のためのピンプラグの装着を義務付ける。
- 12) ブレーキキャリパー脱落防止のため、キャリパーを固定するボルトに穴加工を施し、ワイヤーロックを強く推奨する。（車体構造上ワイヤーロックが機能しない車両については免除する）

- 13) ブレーキレバーガードの装着を義務付ける。
- 14) 4 サイクル車両はアンダーカウル(オイル溜め機能を備えているもの)を装着すること。
- 15) 全ての車両のブリーザー付き燃料タンクおよびキャブレターにはガソリンキャッチタンクを必ず装着すること。
ガソリンキャッチタンクはガソリンタンクの燃料オーバーフローを受け止めるもの、キャブレターからの燃料オーバーフローを受け止めるもの、双方の機能を兼ねているものも認められる。
また、転倒時にコース上にガソリンがこぼれることを防ぐため、キャブレターのエアベントからもチューブを出しキャッチタンクに入れること。
但し、NSF100 HRC Trophy クラス、**HRC GROM Cup アドバンスクラス**、**HRC GROM Cup ルーキークラス**の対象車両については、HRC ワンメイクレースの技術規則に準ずるものとする。
- 16) クローズドブリーザーシステムを採用する車両を除く全ての車両へのオイルキャッチタンク装着を推奨する。
クローズドブリーザーシステムでは、オイルブリーザーラインはエアクリーナーボックスまたはエアクリーナーボックスおよびオイルキャッチタンクに連結され、これに排出される構造となっているものとする。
- 17) カメラ搭載
車体にカメラを搭載する場合は、下記に定めるとおり確実に取り付け、車検時に車検員からチェックを受けること。
カメラ本体は、車体に確実に固定された変形しない面(ステー等)への取り付けが求められ、ガムテープやベルクロ等の不確実な方法で車体に取り付ける(固定すること)は禁止される。
カメラ本体をステー等に確実に固定すると同時に、偶発的にカメラが外れてしまった場合の落下防止策として、カメラ本体へステンレスワイヤー等でワイヤリングすること。
- ① GoPro 等の形状のカメラの場合
防水カバーにタイラップ等を巻き、カバーが開くことを防止すること。
カバーをマウントしているステーと車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングし、脱落を防止すること。
- ② カメラにストラップ穴がある場合
カメラのストラップ穴と車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングし、脱落を防止すること。
- ③ 上記①・②に該当しないカメラの場合
カメラ本体と車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングし、脱落を防止すること。
カメラ本体にタイラップ等を巻き、タイラップとのワイヤリングも許可される。

車載カメラの取り付けステーについて

- 下記(1)～(4)の方法で車体に確実に固定すること。
- (1) ステーはボルトまたはビス等で車体に確実に固定すること。テープやタイラップ等による取り付けは禁止される。
- (2) リア付近にカメラを取り付ける場合は、フレームまたはリアカウルにステーを確実に固定すること。
カウルに取り付ける場合は、取り付け部の裏側等に当て板を使用し、カウルを補強すること。
- (3) フロント付近にカメラを取り付ける場合は、左右フロントフォーク中心線より内側へ取り付けること。
ハンドルバー、またはハンドルブラケットへのステーおよびカメラの取り付けは禁止される。

- (4) ステーを含めカメラセットの取り付け高さは、取り付け面（フロントはトップブリッジ、リアはリアカウル上面基準）から高さ 100mm 以下を目安とする。これに違反した場合は、取り付けを許可されない場合がある。

第 38 条 NSR50/mini、NS50R/F、NS-1 シリンダー・シリンダーヘッド・ヘッドガスケットの組み合わせ

SPクラス・耐久クラスの標準車両のシリンダー・シリンダーヘッド、ヘッドガスケットについては下記表に基づいて組み合わせなければならない。

【シリンダー・シリンダーヘッド・ヘッドガスケットの組み合わせ表】

	組み合わせ1	組み合わせ2
シリンダー	GT4-000 GT4-710	GT4-000 GT4-710 GT4-970
シリンダーヘッド	GT4-000	GT4-010 GT4-970
ヘッドガスケット	GE2-000 GE2-003 GE2014	GAA-003

第 39 条 車両規定一覧表

	クラス	エンジン	変更可能	改造・変更可能
	SP	排気量 50cc 2 ストローク ミッション付 ホイール径 12 ～ 17 インチ の準改造車両 例) NSR50, NSRmini 等	①スピードリミッター・CDI ②ブレーキパッド・ブレーキホース ③キャブレター・ジェット類 ④フェアリングの材質・形状 ⑤ハンドルバー・フットレスト ※特例として、NSR50 であれば NSR80 のフレームの使用を認める ⑥バッテリー ⑦イグニッションコイル ※ただし純正同一形状で無加工で 取り付けできる物に限る。 NS-1 のイグニッションコイル の互換性を認める。 ⑧スパークプラグ・プラグキャップ・ プラグワッシャー・プラグコード	①エキゾーストパイプ・サイレンサー ②リアサスペンション ③フロントサスペンション (インナーパーツのみ) ④電装ハーネス ⑤ラジエーター ⑥トップブリッジ (例) NSR50⇒NSRmini
ス プ リ ン ト	NSF100SP	NSF100	①点火装置 (フライホイール・ ステータコイル・イグニッション コイル等) ②ブレーキパッド・ブレーキホース ③ディスクローター ④フェアリングの材質・形状 ⑤ハンドルバー・フットレスト ⑥ミッション ⑦キャブレター ⑧ホイール ⑨クラッチディスク・スプリング ⑩カムシャフト	①エキゾーストパイプ・サイレン サー ②リアサスペンション ③フロントサスペンション (インナーパーツのみ) ④トップブリッジ ⑤クランクケースオリフィス拡大 加工 ⑥クランクケースカバー ⑦オイルポンプ
	NSF100 HRC Trophy	NSF100	『 2025 NSF100 HRC Trophy』車両規定に準ずる。	
	HRC GROM Cupアドバンスクラス HRC GROM Cupルーキークラス	GROM	『 2025 HRC GROM Cup』車両規定に準ずる。	
	チャレンジエキスパート チャレンジ 48 チャレンジ 50 チャレンジ 52	排気量 50cc2 ストロークまたは 排気量 100cc 4 ストロークの ミッション付エンジン	①エンジン・フレームの組み合わせは問わないが、メーカー出荷時の 例)○NSF100 のフレームに APE のエンジンを搭載する。 ×NSR50 のフレームに APE のエンジンを搭載する。 ②その他の規定は 2025 もてぎショートコース選手権第 2 章車両規則 ※「 2025 Moto フェスティバル Moto ミニ3Hours」で定めている車両 (GROM・KSR110・Z125PRO も参加可能)	
耐 久	48 耐久 49 耐久 TAN 耐			
	GROM Cup 耐久	GROM	『 2025 HRC GROM Cup』車両規定に準ずる。	
※ 次のクラスは、ラップモニターの装着を禁ずる (時計・時間を計ることができるもの全てを含む) 全てのチャレンジクラス、48 耐久、49 耐久				

変更不可	取付け可能	取外し可能
<p>下記①～⑥は、いかなることがあっても加工することはできない。発見された場合はレース失格とする。疑わしい場合は、加工の有無に関わらず車検長の判断を最終判断とする。</p> <p>①シリンダーのバリ取り・ポート加工・ボアの拡大</p> <p>②クランクケースのバリ取り</p> <p>③ヘッド面研・シリンダーの面研</p> <p>④バルブアライナー・アイドルギヤの加工</p> <p>⑤クランクの芯だし以外の加工</p> <p>⑥シリンダー・シリンダーヘッド・ヘッドガスケットの組み合わせ表以外の組み合わせ(第38条参照)</p>	<p>①ラジエーター水温計・油温計</p> <p>②エアファンネル</p>	<p>①オイルポンプ</p> <p>②キックスターター</p> <p>③ギヤポジションセンサー</p> <p>④不要なステアのカット</p> <p>⑤チャージコイル</p> <p>⑥エアクリーナー</p> <p>⑦バッテリー</p>
<p>変更・加工が認められている以外のエンジン部品はメーカー出荷状態とする(シリンダーヘッド・シリンダー・ピストン・クランクシャフト等)</p>	<p>①オイルクーラー</p> <p>②油温計</p> <p>③空燃費計</p>	

フレームにステー等の追加なしで無加工で搭載可能なエンジンに限る。

- ・車両規定基本仕様に準ずる。
- 規則に順じた車両は参加可能とする。

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（入院中に受けた手術の場合：20倍・外来で受けた手術の場合：5倍）を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限りです。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動（テロ行為を除きます。）などによる事故。
- ・頸部症候群（いわゆる『むちうち症』）または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

- (1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)
- (2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

- もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。
- なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL:059-370-0247(営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社

TEL:059-226-5161 FAX:059-226-5165(営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

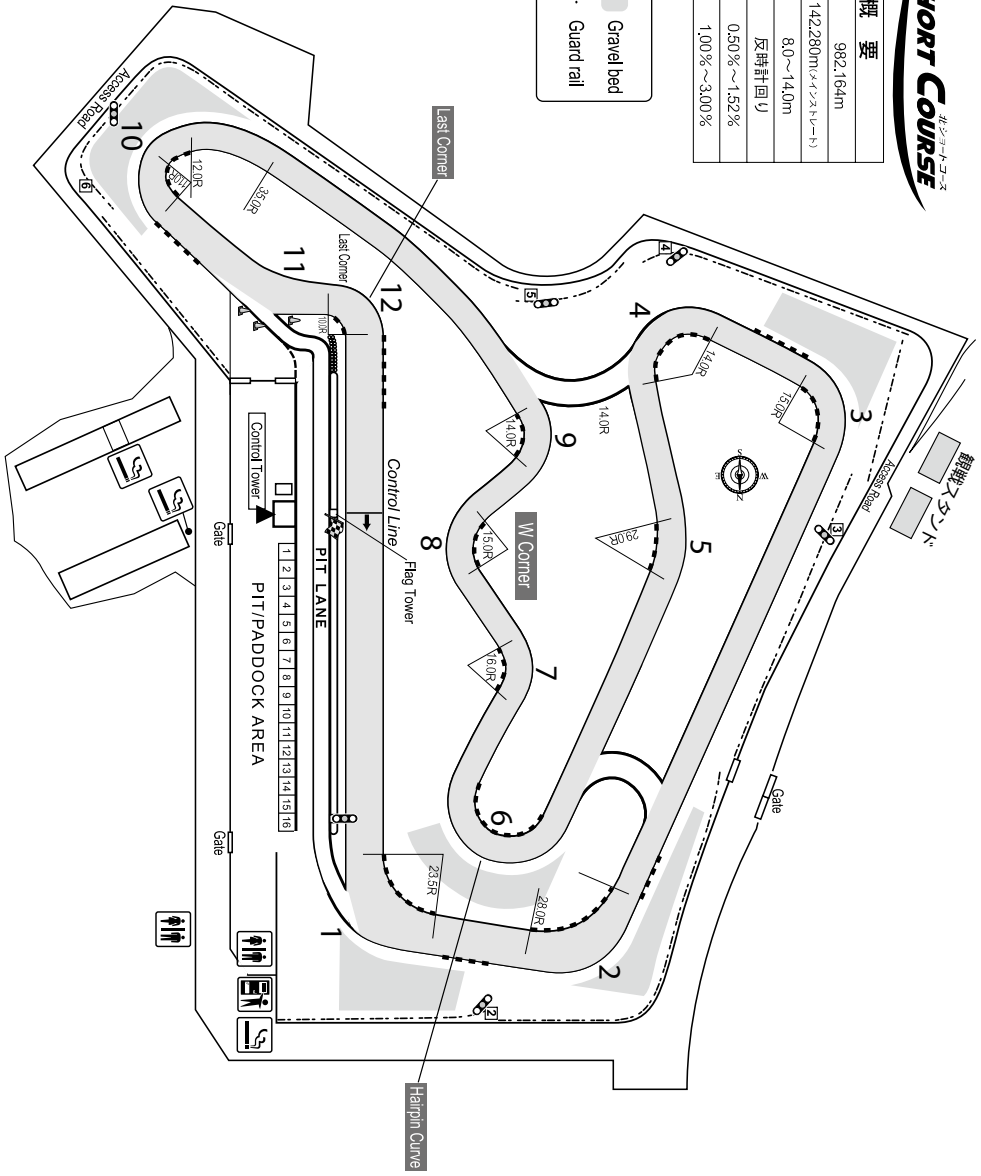
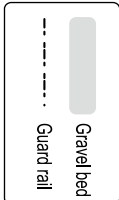
損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一課

TEL:052-953-3911 FAX:042-497-5847(営業時間平日9:00~17:00)

NORTH SHORT COURSE

北ショートコース

概要	
全長距離	982.164m
最大直線長	142.280m(447.5ft(約))
コーナー幅員	8.0~14.0m
周回方向	反時計回り
縦断勾配	0.50%~1.52%
横断勾配	1.00%~3.00%



2026年 MCoM スカラシップ対象について

モビリティリゾートもてぎ スカラシップ制度とは？

2輪の「もてぎショートコース選手権」、カートの「もてぎカートレース」、4輪の「もてぎチャンピオンカップレース」を対象に、モビリティリゾートもてぎをホームコースとする有望な若手ライダー、ドライバーの育成と、モータースポーツの活性化を目的とした選手サポートシステムです。ビッグステージを目指す若者たちをモビリティリゾートもてぎが強力にバックアップします。下記の参加条件を満たしていれば、君にもチャンスが!! スカラシップ獲得を目指して、レースに参加しよう!

選考条件

もてぎショートコース選手権

対象クラス: NSF100 HRC Trophy

クラス	基準
NSF100 HRC Trophy	シリーズランキング上位6位以内で年齢15歳以下の最上位選手

スカラシップ特典

- ・2026年1月1日(木・祝)～2026年12月31日(木)までのモビリティリゾートもてぎスポーツ走行料無料
- ・2026年MCoM会員年会費無料
- ・2026年もてぎ・鈴鹿(MS)共済会年会費無料

◆詳しくは、下記までお問い合わせください。

モビリティリゾートもてぎ MCoM事務局内「スカラシップ」係

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1 TEL:0285-64-0200(受付時間 10:00～16:00)

国旗



レーススタート
(振り下ろされた瞬間に
スタートです)

黄旗(イエローフラッグ)



危険予告
コース上(ランオフエリア含む)に
危険がある。
減速・停止準備・追い越し禁止。

白旗(ホワイトフラッグ)



緊急車両等の介入車両がある。
追い越し禁止。

赤ストライプ付黄旗



雨以外の理由でコース表面が滑り
やすい状態。(オイルもれの可能性
やコース上に落下物がある場合も
含まれます)

赤旗(レッドフラッグ)



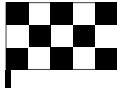
すべてのライダーは最大限の慎重
さと注意を持ってそれぞれのピッ
トに戻る。

黄旗(イエローフラッグ)+白地に黒文字のサインボード



全コースポストイエロー
フラッグ提示によるレース
非競技化。
(注意・減速・追い越し禁止)

チェッカーフラッグ



レース終了

青旗(ブルーフラッグ)



後方よりペースの速い車両が接近
し、追い越される状態にある。

黒旗(ブラックフラッグ)+黒地に白文字のサインボード



サインボードに示された
番号の競技車両は速やかに
ピットインする。

ライドスルーボード



当該ライダーは、レース中、ピット
レーンを通過するよう指示される。
途中、停止することは認められな
い。通過後、当該ライダーはレース
に復帰することができる。ライダー
はピットレーン速度制限を厳守し
なくてはならない。

オレンジボール旗+黒地に白文字のサインボード



提示されたゼッケンナン
バーのライダーは早急に
コース上から退去し安全
な場所に停止すること。

※特に赤旗、オレンジボール旗、黄旗を熟知してください。

memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

